


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成23年3月17日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
白神山麓・八峰町有林J-VERプロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	八峰町(ハツポウチョウ)		
住所	秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118		
代表者氏名	八峰町長 加藤 和夫	代表者役職	
担当者氏名	木藤 誠	担当者 所属部署・役職	産業振興課林務水産係 主任
担当者 E-mail	kito.makoto@town.happou.akita.jp	担当者電話番号	0185-76-4605
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	八峰町(ハツポウチョウ)		
プロジェクト参加者名	同 上		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	八峰町		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		
検証機関名	同 上		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0073
プロジェクト登録日	2011/1/19
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>○目的 秋田県八峰町有林を持続的に管理するため、間伐が必要なスギ人工林において適期に間伐を実施し、森林の健全性を維持するとともに、CO2 吸収の促進を図る。</p> <p>○内容 間伐を実施した森林の CO2 吸収量について、オフセット・クレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して、更に今後、必要な間伐、作業道の整備を進めていく。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>C.1.1 ポジティブリストの番号 No.R.001 ver. 3.0</p> <p>C.1.2 条件1 対象地は、森林法第 5 条に規定される地域森林計画対象森林に含まれる。</p> <p>C.1.3 条件2 ①対象地は、森林施業計画、空中写真で対象地の位置、間伐計画を確認し、森林施業計画内に収まっていることを確認した。 ②クレジット発行対象期間内に対象地の森林施業計画書において転用及び主伐が計画されていない。また、モニタリング・検証にあたって、伐採届を提出。 ③間伐率は八峰町森林整備計画の定めに従い、30～50%で実施する。 ④対象林分は、2007 年度から 2010 年度に間伐を行う林分を対象としている。</p> <p>C.1.4 条件3 森林施業計画は、八峰町森林整備計画に適合するものとして認定されている。森林整備計画の長期の方針に基づいて、適切な間伐、主伐後の再造林等を行い、持続的な森林経営を実施する。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b> 森林・林業基本法(第 9 条)、森林法(第 5 条、第 11 条、第 34 条)を遵守する計画となっている。</p>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

<p><b>【採用技術】</b></p> <p>プロジェクトで使用する設備・機器等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・間伐の実施→チェーンソーや刈払機などの機器</li><li>・間伐面積の測定→電子コンパス(Laser Technology)測量</li><li>・プロット調査→樹高測定機は TRUPULSE2000(Laser Technology) 胸高直径測定は輪尺(MANTAX Digitech)</li></ul> <p><b>【モニタリング方法】</b></p> <p>モニタリングについては、実測(森林測量)に基づく方法で実施する。モニタリングポイントは、森林施業計画の林小班ごとに設定した。プロットは、樹種別、地形、小流域、字単位、施業年度、林班を考慮して設定した 18 箇所で行う。</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b></p> <p>オフセット・クレジット(J-VER)制度の「モニタリング方法ガイドライン」(森林管理プロジェクト用 Ver.2.1)に基づき実施するため、GHG 算定式の方法論に準拠している。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・モニタリングの実施は、八峰町産業振興課林務水産係の J-VER 担当者が業者委託(モニタリング実施業者:白神森林組合)により行う。</li><li>・モニタリング報告書の作成は、八峰町産業振興課林務水産係の J-VER 担当者が行い、同課同係の職員に吸収量等のクロスチェックを受け、同課の課長がモニタリング報告書の最終確認をし、八峰町長が承認する。</li><li>・プロジェクト全体の内部監査は、八峰町産業振興課課長補佐が行う。</li></ul> <p><b>【QA / QC 体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育訓練:組織内及び関係事業者に対して、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器に維持管理、モニタリング報告書記載方法等について平成22年度中に研修を行う。</li><li>・情報の管理:吸収量を算定した全データを電子媒体(エクセル形式)及び紙資料として保存する。管理は八峰町産業振興課長が行い、データの管理期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。</li><li>・データの確認:データは八峰町産業振興課林務水産係の職員がクロスチェックする。確認の時期は、モニタリング報告書が作成された時点に行う。</li><li>・内部監査:プロジェクト計画が適切に実施されているかについて内部監査を実施する。実施者は、八峰町産業振興課課長補佐とし、実施時期は、データの確認チェック済みのモニタリング報告書が作成された時点とする。</li><li>・測定機器の維持・管理:八峰町産業振興課林務水産係及び受託業者の白神森林組合担当者は、測定器を屋内の適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検を実施し、記録・管理する。</li></ul>
--

モニタリング結果概要 <sup>2</sup>	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。						
適用モニタリング方法 ガイドライン	<u>オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン</u> ( <u>森林管理 プロジェクト用</u> ) ver. 2.1						
適用方法論	方法論番号	JRAM001 ver. 3.0					
	方法論名称	JRAM001—森林経営活動による CO <sub>2</sub> 吸収量の増大					
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間	2008年4月1日 ~ 2011年1月31日						
モニタリング対象面積	295.25ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO <sub>2</sub>	855	1,235	1,387	—	—	3,477
認証依頼削減・吸収量	3,477 t-CO <sub>2</sub> <sup>3</sup>						
<b>ダブルカウントの防止の措置</b>							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業者	<b>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</b> 事業者名: <u>八峰町</u>						

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防止 措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

**【② 主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.town.happou.akita.jp/

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			
該当なし			

以 上